

# 3 >> 市・県民税の申告日程・会場

お住まいの地区での申告がご都合の悪い場合は、別地区での日時、会場でも受け付けできます。  
今年度から、中山地区と双海地区の一部で会場を変更していますのでご確認ください。

受付時間 (午前の部) 9:00~11:00  
(午後の部) 13:00~16:00

## 本庁地区

期 日	地 区	会 場
2月16日(木)	三秋、本郡、中村	中村地区 公民館
17日(金)	市場、稲荷	
20日(月)	森、尾崎、三島	
21日(火)	八倉、宮下	上野地区 公民館
22日(水)	上野	
23日(木)	下三谷	
24日(金)	上三谷	
3月5日(月)	大平	大平地区 公民館
6日(火)	鶴崎、両澤、唐川、平岡	
7日(水)	下吾川(新川、鳥ノ木団地除く)	伊予市 市民会館
8日(木)	新川	
9日(金)	鳥ノ木団地	
10日(土)	米湊A-1(本郷上、本郷西、本郷中、本郷下、七反)	
11日(日)	米湊A-2・B・C(西野1~3部、米湊団地、東安広、桜町1・2部、栄町A~D、仲之町、南旭町、旭町1・2部、安広住宅)	
12日(月)	灘町・湊町	
13日(火)	上吾川	
14日(水)	伊予市全域	
15日(木)	伊予市全域	

## 中山地区

期 日	地 区	会 場
2月27日(月)	障子ヶ谷、坪之内、村中、山口、中替地、柿谷、安別当、梅之木、源氏、赤海、犬寄	なかやま 農業総合 センター
28日(火)	大矢、野中、影之浦、栗田2・3、榎峠、竹之内、日浦、影浦	
29日(水)	豊岡1・2、東町、門前、坪井、小池	
3月1日(木)	栃谷、日南登、漆、福岡、平沢	
2日(金)	上長沢、長沢団地、下長沢、泉町1~4、福元、高岡、柚之木	
3日(土)	重藤、永木、福住、梅原、添賀、平村、中山全域	

## 双海地区

期 日	地 区	会 場
2月27日(月)	奥西、奥東、池ノ久保、本村、松尾、富貴	下灘 コミュニ ティセン ター
28日(火)	本谷、石久保、閨住、富岡、日喰、上浜、下浜、満野空、満野浜	
29日(水)	高野川、小網、城ノ下、灘町	
3月1日(木)	両谷、久保、三島、岡、日尾野	双海地域 事務所
2日(金)	本郷、塩屋、唐崎	
3日(土)	粒野、東峰、高見、犬寄、大栄、奥大栄、双海全域	

## 固定資産税の申告や手続きもお忘れなく

■問い合わせ 税務課(内線534)

### 【償却資産の申告はお済みですか？】

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在、所有している償却資産の内容(取得年月日・取得価格・耐用年数など)について、1月31日までに償却資産がある市町村に申告する必要があります。12月上旬に個人、または法人事業所へ申告書を送付していますので、申告忘れのないようお願いします。

### 【家を取り壊したときは忘れずに手続きを】

市では、新增築家屋の調査を不動産登記申請などにより実施し、この調査をもとに賦課期日(1月1日現在)の状況を固定資産課税台帳に登録し、翌年度から課税しています。また、取り壊し家屋についても、不動産登記申請などによる実地調査や見回りを行い、翌年度の固定資産課税台帳から除くこととしています。

しかし、登記申請をしていない、または未登記である場合の家屋の取り壊しについては、調査員が道路から目視できないなど、現況把握が困難な場合もあるため、法務局で滅失登記申請の手続きを行うか、「家屋滅失届書」を税務課に提出してください。

平成24年度

# 税の申告

■伊予市税務課  
(内線510・531・533)

## 1 >> 申告受付は3月15日(木)まで 市・県民税の申告は、正しくお早めに！

市・県民税の申告は、平成24年度分の市・県民税、国民健康保険税などを計算するための大切な資料となります。期限内(3月15日(木)まで)に正しく申告してください。

### 申告をしないと…

- 税金の計算で各種控除が受けられません。
- 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置などが受けられません。
- 所得証明書や課税証明書が発行できません。

### 国民健康保険や

#### 後期高齢者医療保険の加入者も申告を！

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の計算には、前年の所得の申告が必要です。前年中に全く収入がなかった場合や、収入が遺族年金や障害年金のように、市・県民税では非課税となる場合も申告をしてください。申告のない場合は、軽減措置の適用が受けられなくなります。

申告が必要な方	申告が不要な方(申告義務免除)
<p>平成24年1月1日現在、伊予市に居住している方で、右記の「申告が不要な方」に該当しない方</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成23年中に営業・農業・不動産(地代・小作料などを含む)・日雇い・アルバイトなどの収入があった方</li> <li>○給与所得者で、給与以外の所得があった方(給与以外の所得が20万円以下で、所得税の申告が不要な方も、市・県民税の申告が必要です。)</li> <li>○給与所得者で、年末調整を受けていない方</li> <li>○生命保険満期などの受取金、生命保険契約に基づく年金(個人年金)・配当金があった方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成23年中の所得が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方</li> <li>○所得が公的年金(国民年金・厚生年金など)のみの方(※医療費控除や社会保険料控除など、各種の所得控除を受けようとする場合は申告が必要です。)</li> <li>○所得税確定申告書を税務署に提出している方</li> </ul>

## 2 >> 申告に必要なもの

- 印鑑(認印で構いません)
- 所得金額を証明する書類(源泉徴収票)
- 事業(農業を含む)所得・不動産所得を申告する場合、収入・必要経費の分かる書類(収支内訳書)  
※収入・経費を必ず集計しておいてください。
- 医療費控除を受ける場合は医療費の領収書(事前に集計しておいてください)
- 保険料などの支払い証明書(国民健康保険税、健康保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料など)  
※国民年金保険料については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要。
- 本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの ※所得税確定申告で、還付が発生した場合に必要。

# 5 >> 市・県民税 平成24年度からココが変わります！ **注**

平成22年度および平成23年度税制改正により、平成24年度の市・県民税から適用される事項は次のとおりです。

## 扶養控除の見直し

### ①年少扶養控除の廃止

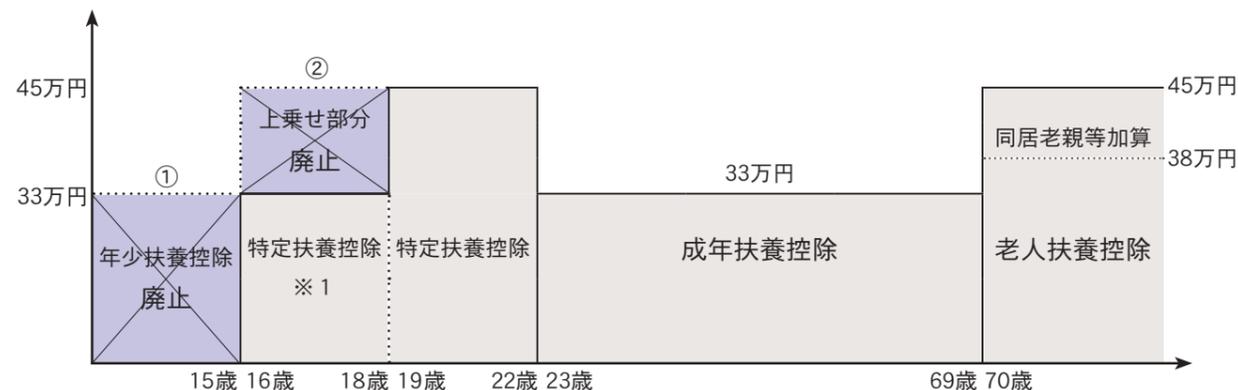
従来一般扶養親族となっていた方のうち、年少扶養親族(扶養親族のうち、16歳未満の方)に対する扶養控除が廃止されます。扶養控除の対象となる控除対象扶養親族は、16歳以上の扶養親族となります。

※扶養控除(33万円)の対象にはなりません。非課税基準の算定では人数に含まれます。

※年少扶養親族の方が障害者の場合、障害者控除の部分については現行どおり控除が適用されます。寡婦・寡夫控除の判定でも同じ要件として扱われます。

### ②特定扶養控除の上乗せ部分の廃止

16歳以上19歳未満の特定扶養親族に対する扶養控除(現行45万円)が33万円に変更されます。19歳以上23歳未満の方の特定扶養控除額は現行どおりです。



※1…平成24年度より一般扶養控除となります。

## 同居特別障害者加算の特例の見直し

年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、これまで扶養控除の額に上乗せされてきた23万円の同居特別障害者の加算額が、障害者控除に上乗せされることとなります。障害者控除の区分と控除額は右表のとおりです。

※年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)が障害者である場合は、障害者控除が適用されます。

区分	控除額
普通障害者	260,000円
特別障害者	300,000円
同居特別障害者	530,000円

## 寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ

平成23年1月1日以後に支出する寄附金については、寄附金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられました。

### 「市民税・県民税申告説明書」が必要な方はご連絡ください

毎年全戸配布していた「市民税・県民税申告説明書」は、今年度から配布しないことになりました。必要な方は税務課までご連絡ください。

# 4 >> 所得税の確定申告と納税も3月15日(木)まで

平成23年分所得税の確定申告期間は、2月16日(木)～3月15日(木)となっています。(土・日曜日を除く。ただし、松山税務署では、2月19日・26日の日曜日に、確定申告の相談・受け付けを行います。)

## 電話相談センターをご利用ください

所得税をはじめ、国税に関する一般的な相談に税務相談室の職員がお答えします。

### ■松山税務署

☎941-9121

(平日、8:30～17:00)



中村市長も「e-Tax」を利用したデモ申告を体験！  
簡単、便利な「e-Tax」をぜひご利用ください。

## 自宅のパソコンで申告書などの作成ができます

パソコンをお持ちの方は、国税庁ホームページにアクセスしてください。「確定申告書作成コーナー」で、確定申告書などが簡単に作成でき、自動計算機能で記載漏れや計算誤りを未然に防ぐことができます。

作成した申告書は、インターネットを利用して直接電子申告するか、A4サイズの普通紙に印刷して、郵送で税務署に提出できます。

### ■国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

## e-Tax(国税電子申告・納税システム)で所得税額から最高4,000円の控除が受けられます

平成23年分の所得税の確定申告を、本人の電子証明書を付して、申告期間内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円の控除を受けることができます。

※平成19年分～22年分の確定申告で、この控除の適用を受けた方は受けられません。

## 年金所得者の確定申告手続きが簡素化されました

1年間(1月1日～12月31日)の公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等の雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、平成23年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する必要がなくなりました。ただし、次の点にご注意ください。

- 複数の公的年金等を受給している方は、合計収入金額が400万円以下であることを確認してください。
- 医療費控除や生命保険料控除などにより所得税の還付を受けられる方は、確定申告書を提出することができます。
- 公的年金等以外の所得がある場合は、その所得金額が20万円以下で所得税の確定申告書を提出する必要がない場合でも、市・県民税の申告は必要です。
- 確定申告書を提出する必要がない方の場合、扶養控除や社会保険料控除などが適用されず、市・県民税が高くなる場合があります。「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除内容を十分確認して、変更や追加がある場合は、市・県民税の申告を行ってください。

